

歯周疾患検診事業の拡充について

歯周疾患検診事業の対象者を、現在の10歳毎から5歳毎の区民に拡大します。

1. 目的

歯周疾患等を早期に発見することで歯の喪失を予防し、口腔機能を維持するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進します。

2. 事業内容

- (1) 対象者は、30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の区民
- (2) 健診方法は、本年同様に対象となる区民に対して案内を送付し、地区歯科医師会を通じて区内の歯科医療機関において歯周疾患検診を実施します。
また、本事業を受診し、受療が必要な区民に対して、はがき（紹介状・回答書）を交付し、検診後の受療行動を把握します。
- (3) 検診期間は、本年同様に8月1日から12月28日までです。

3. 周知方法

- (1) 区報、及び文京区ホームページ
- (2) ポスター（地区医師会加入医療機関に送付予定です。）

4. 予算（平成28年度）

歯周疾患検診事業総額 17,946千円